

商品概要説明書

株式会社 鹿児島銀行

2025年4月1日現在

1. 商品名	・後見支援預金
2. ご利用いただける方	・成年（未成年）後見人で、家庭裁判所から後見支援預金の新規契約に係る「指示書」の交付を受けた方
3. 対象となる預金	・普通預金（総合口座、決済用預金は含まない）
4. 取扱店	・全店（出張所・代理店・ネット支店を除く） 《注意》 ・指示書に基づく取り引きは、口座開設店の窓口のみ取り扱います。 ・すでに成年後見制度の利用口座取り引きがある場合は、同一店舗による取り引きとさせていただきます。
5. 期間	・期間の定めはありません。
6. 預入	
（1）口座開設	・家庭裁判所から交付を受けた「指示書（契約締結）」に基づき口座開設いただけます。
（2）預入方法	・家庭裁判所から交付を受けた「指示書（追加預入）」に基づきお預け入れいただけます。 ※お預け入れの都度、「指示書（追加預入）」のご提出が必要となります。
（3）預入金額	・1円以上
（4）預入単位	・1円単位
7. 払戻方法	・家庭裁判所から交付を受けた「指示書（払戻し）」に基づき払い戻しいただけます。 ※払い戻しの都度、「指示書（払戻し）」のご提出が必要となります。
8. 利息	
（1）適用金利	・毎日の店頭表示の金利を適用いたします（金利情勢により変動します）。
（2）利払方法	・毎年2月と8月の第2日曜日の翌営業日にお支払いいたします。
（3）計算方法	・毎日の最終残高1,000円以上について、付利単位を100円とし、1年を365日とする日割で計算いたします。
9. 課税	・利息の20%（国税15%、地方税5%）が源泉分離課税されます。 ※復興特別所得税が付加されることにより、2013年1月1日から2037年12月31日までの25年間、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の源泉分離課税となります。 ・マル優（非課税）のご利用はできません。
10. 口座開設手数料	11,000円（税込み）
11. 付加できる特約事項（定期定額送金）	・家庭裁判所から交付を受けた「指示書」に基づき、「かぎん自動振込サービス」をお申し込みいただくことで、後見支援預金から当行の成年後見制度利用の普通預金へ毎月、定額を送金できます。 ※別途、所定の契約手数料と振込手数料が必要となります。 詳しくは窓口へお問い合わせください。
12. 口座の解約について	下記のいずれかに該当する場合は口座開設店にて解約を行います。 ・家庭裁判所から交付を受けた「指示書（解約）」に基づき解約する申し出があった場合。

	・口座の残高が1回の定期定額送金の金額に満たなかった場合。 ・預金者が法定後見制度の適用外となった場合。 ・預金等共通規定第9条に定める預金の解約を行う場合。 ・法令の改正、経済情勢の変動その他の事由により、当行がこの預金の継続的な提供が困難であると判断した場合。
13. 中途解約時の取り扱い	—
14. その他参考となる事項	・すべてのお取り引きは、家庭裁判所の「指示書」に基づく取り扱いとなります。 ・後見支援預金のみのお取り引きはできません。当行に成年後見制度の届出口座が必要です。 ・キャッシュカードは発行いたしません。 ・各種料金などの自動支払、給与・年金・配当金などの自動受け取りはできません。 ・インターネットバンキングのご契約はできません。 ・預金保険制度の対象となります。 (1預金者につき決済用預金以外の対象預金の合計で元本1,000万円までとその利息などが保護されます) ・金利については、窓口へご照会ください。
15. 口座開設のお手続きに必要なもの	①指示書（契約締結） ②後見人および被後見人のご本人確認書類（原本） ③後見人および被後見人のご印鑑 ④登記事項証明書（または審判書および確定証明） ⑤印鑑証明書 ⑥商業登記簿謄本（後見人が法人の場合） ※当行にて成年後見制度をご利用されているお客さまについては、上記④～⑥の書類は不要です。 詳しくは窓口にお問い合わせください。
16. 当行が契約している指定紛争解決機関	一般社団法人全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772